

議案第14号

新座市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

新座市立歴史民俗資料館条例（昭和56年新座市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前								
<p>(名称及び位置) 第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>新座市立歴史民俗資料館</td><td>新座市野火止二丁目9番37号</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	新座市立歴史民俗資料館	新座市野火止二丁目9番37号	<p>(名称及び位置) 第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>新座市立歴史民俗資料館</td><td>新座市片山一丁目21番25号</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	新座市立歴史民俗資料館	新座市片山一丁目21番25号
名 称	位 置								
新座市立歴史民俗資料館	新座市野火止二丁目9番37号								
名 称	位 置								
新座市立歴史民俗資料館	新座市片山一丁目21番25号								

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月20日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座市立歴史民俗資料館の位置を変更したいので、この案を提出するものである。